

平成20年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部化学物質対策課

事業名	ナノマテリアルの有害性等の試験等																																					
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること</p> <p>施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること</p>																																					
事業の概要	<p>長期発がん性試験方法の確立のため、ナノマテリアル吸入ばく露装置の試作及び試験運転による性能の確認を行う。</p>																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5) </td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5) </td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> (理由) 化学物質の有害性の調査にあたり、一定の組織、設備等を具備した基準を定めたGLP(優良試験所指針)に合致した施設を有する事業者であれば試験の実施が可能のため。 </td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%;">政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)</td> </tr> <tr> <td>ナノマテリアルの有害性試験の実施 → 試験結果の公表 → 労働者へのばく露防止対策 → 労働者の健康の確保</td> </tr> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 化学物質の有害性の調査にあたり、一定の組織、設備等を具備した基準を定めたGLP(優良試験所指針)に合致した施設を有する事業者であれば試験の実施が可能のため。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)	ナノマテリアルの有害性試験の実施 → 試験結果の公表 → 労働者へのばく露防止対策 → 労働者の健康の確保	事業の有効性	ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。	本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																			
(理由) ナノマテリアルについての試験方法が確立していない中で、民間企業に複数年度にわたって多額の費用を要する長期吸入ばく露試験を行わせることは困難である。また、ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)																																						
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																			
(理由) ナノマテリアルは労働安全衛生法に基づく既存化学物質に該当し、国は、自らその有害性調査を実施するよう努めることとされている。(労働安全衛生法第57条の5)																																						
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																				
(理由) 化学物質の有害性の調査にあたり、一定の組織、設備等を具備した基準を定めたGLP(優良試験所指針)に合致した施設を有する事業者であれば試験の実施が可能のため。																																						
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																				
(有の場合の整理の考え方)																																						
政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)																																						
ナノマテリアルの有害性試験の実施 → 試験結果の公表 → 労働者へのばく露防止対策 → 労働者の健康の確保																																						
事業の有効性																																						
ナノマテリアルの有害性を明らかにすることにより、労働者の健康の確保が図られる。																																						
本事業を実施するに当たり、公募を行い、専門的ノウハウを持った者に委託することにより効率的な実施が図られる。																																						

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 長期発がん性試験方法の確立のためのナノマテリアル吸入ばく露装置1基の試作(平成21年度)	ナノマテリアルの人への生体影響は未解明であり、また、生体影響を調べるための長期発がん性の試験方法が確立されていない。
2 試作した吸入ばく露装置について代表的ナノマテリアル1物質を用いての装置の性能確認(平成21年度)	ナノマテリアル長期発がん性試験を実施する上で実験データの精度の確保が必要である。
(調査名・資料出所、備考) ナノマテリアルの有害性等の試験等調査結果報告書による。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)